

1. 受入れ対象職種について		
1-1	特定技能外国人の受入れ対象職種は何ですか。	建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業が対象です。なお、試験区分は土木、建築、ライフライン・設備の3区分となります。
1-2	外国人に従事させようとする業務が、受入れ対象職種の業務に該当するか、どのように確認したら良いですか。特に、旧区分にも技能実習にも振り分けられていない業種・作業についてはどのように確認したら良いですか？	「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」別表6-2から別表6-7において、業務区分ごとに業務内容が定義されていますので、ご確認ください。また、国土交通省HPで建設業許可との対応表を公開していますので、そちらもご確認ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499406.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499406.pdf</a>
1-3	受入対象職種と合格が必要な試験の対応関係、修了した技能実習等との対応関係はどうなっていますか。	下記リンクに掲載されている、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」（ガイドライン）別表6-1をご確認ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499400.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499400.pdf</a>
1-4	●●作業以外にも△△等、いろいろな業務区分の作業を(1人の外国人に)やってもらいたいのですが、どうすればよいですか。	就業を希望する業務区分ごとに1号特定技能評価試験または該当する技能検定3級に合格してください。なお、1の業務について技能実習修了者として試験免除があれば、当該業務区分については、1号評価試験又は技能検定に合格する必要はありません。
1-5	例えば土木の特定技能を取得している外国人には、技能実習等で経験している職種以外の作業に従事させて良いのか。	当該業務区分に含まれる作業であれば、技能実習等で経験している職種以外の作業に従事させることは可能です。ただし、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修等を実施する必要があります。
1-6	区分統合後もこれまでの作業は継続できるのか	区分統合により、従来可能であった作業ができなくなることはありません。

2. 技能実習2号修了者の特定技能1号への移行について		
2-1	技能実習2号で修了した職種と異なる職種の特定技能に移行することは可能ですか。	特定技能で従事しようとする業務区分の技能試験（特定技能1号評価試験又は技能検定3級の試験）に合格することで可能になります。この場合、日本語能力試験の合格は要件ではありません。
2-2	建設分野特定技能として鋼構造物工事業における鉄骨工事に従事させることは可能か。 また、鉄骨工事の中で、溶接や塗装作業等を用いて工場での鉄骨の製作、加工のみに従事させることは可能か。	「鋼構造物工事業」とは、鉄骨の制作、加工から組み立てまでを一貫して請け負う等の工事のことであり、建設分野における特定技能制度では、「土木」及び「建築」区分に分類されています。また、作業の実施場所を問わず、技能実習制度における溶接職種、塗装職種及び鉄工職種は、建設分野における特定技能制度への無試験移行対象職種に含まれます。 ただし、鋼構造物工事業に従事する「土木」及び「建築」の在留資格を持つ特定技能外国人が、例えば、一切組み立て作業を行わず、専ら鉄骨の製作、加工作業のみに従事する場合は、製造業に係る作業への従事と認められるため、建設分野における特定技能制度での受入れは適切ございません。 なお、日本標準産業分類においても、「主として現場で構造用鋼材の組み立て」を行う場合は建設業、「主として鉄骨を製造する」場合は製造業と明確に分類されています。
3. 試験について		
3-1	特定技能1号評価試験の試験内容はどのようなものですか。	試験は、学科試験と実技試験で構成され、CBT試験で実施いたします。試験水準は技能検定3級相当の水準で、初級の技能者が通常有すべき技能と知識を問うものとなっています。試験範囲等の詳細については、試験を実施する一般社団法人建設技能人材機構(JAC)がホームページ等で公表していますので、ご確認ください。
3-2	新区分による新試験はいつから実施されるのか。	2022年内に実施予定です。詳しくは一般社団法人建設技能人材機構(JAC)にご確認ください。
3-3	〇〇で技能検定三級に合格したのだが、区分統合後に特定技能に移行できるか？	「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」別表6-2から別表6-7において、業務区分ごとに業務内容が定義されていますので、ご確認ください。また、国土交通省HPで建設業許可との対応表を公開していますので、そちらもご確認ください。 (別表6-2から別表6-7) <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499402.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499402.pdf</a> (建設業許可との対応表) <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499406.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499406.pdf</a>
3-4	試験の難易度はどの程度か、どれくらい学習時間が必要か	1号評価試験については、技能検定3級相当、2号評価試験については、技能検定1級と同等の試験水準です。学習時間は個々の技能習熟状況により異なります。なお、試験範囲については初回試験のおよそ3か月前に公開予定です。詳しくは一般社団法人建設技能人材機構(JAC)にご確認ください。

4. 建設特定技能受入計画の認定要件について		
4-1	外国人の比較対象となる同等の技能を有する日本人は、同じ区分の業務に従事していればよいのか。同じ職種ではないといけな いか。	職種により給与が異なるため、従事させる職種・作業に応じた日本人でなければ比較対象として認められません。
5. J A C ・ F I T S について		
5-1	旧19区分以外の作業をさせようとする際、どの正会員団体に加入すべきか。	J A C 又は J A C の正会員 4 2 団体（令和4年 8 月時点）のいずれかに加入して頂ければよく、業種等は問いません。 現に所属している団体が J A C の正会員団体かどうかにつきましては、所属団体にご確認ください。 J A C の正会員 4 2 団体の名称につきましては、J A C の H P でご確認ください。
6. 特定技能外国人の受入開始後について		
6-1	新区分での認定証が発行されないと現場入場に支障を来すため、速やかな発行をお願いしたい。	旧区分については新区分への読み替えがなされますので、変更申請以外での認定証の発行申請はお控えくださいますようお願いいたします。 なお、読み替え表を公表し、元請企業には周知しております。国交省 H P にも掲載しておりますので、現場入場の際に区分について尋ねられた場合には、当該ページを提示する等お願いいたします。 <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499404.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499404.pdf</a>
6-2	新区分のうち〇〇から△△に後から移行することは可能か？	業務区分をまたがる職種の場合、外国人技能者が所有する資格等の有効期限範囲において無試験で移行が可能です。それ以外の場合は、移行する業務区分に応じた試験に合格する必要があります。
7. 区分統合を受けた手続きについて		
7-1	既に認定されている計画に関して、今回の区分統合を受けて提出しなおす必要があるのか。	区分統合前に特定技能 1 号の在留資格を有している特定技能外国人につきましては、区分統合後、自動的に新区分に読み替えられたため、区分統合に伴って何らかの作業を行う必要はありません。但し、複数区分に読み替えたものを単一区分のみにしたい（土木・建築から土木のみにしたい）等、振り分けと異なる業種を希望される場合のみ、変更申請が必要となります。
7-2	既に業務に従事している外国人との雇用契約に関し、今回の区分統合を受けて見直す必要があるのか。	区分統合前に特定技能 1 号の在留資格を有している特定技能外国人については、区分統合後、自動的に新区分に読み替えられますので、従事させる職種・作業に変更（追加を含む）がない限り手続きは不要です。 従事させる職種・作業を追加する場合や変更する場合には、従事する職種・作業について同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬になるよう昇給を行う必要がありますので、雇用契約書を新たに締結するか、基本賃金の部分の変更契約を行ったうえで、外国人就労管理システム上で基本給の変更届出を行う必要があります。
7-3	申請中の特定技能外国人は、区分統合に伴い、新たな業務区分による重説、雇用契約書を添付する必要があるのか。	区分統合前に建設特定技能受入計画認定申請中の申請につきましては、区分統合後、自動的に新区分に読み替えがなされますので、区分統合に伴って何らかの作業を行う必要はありません。 区分統合前に入管庁に在留資格認定（変更）申請中の申請につきましても、区分統合後、自動的に新区分に読み替えがなされますので、区分統合に伴って何らかの作業を行う必要はありません。

7-4	区分統合後に、新業務区分を希望する場合、国交省・入管庁に変更申請が必要なのか。	区分統合前に特定技能1号の在留資格を有している特定技能外国人については、区分統合後、自動的に新区分に読み替えがなされますので、従事させる職種・作業に変更がない限り、国交省・入管庁ともに特段の手続きは不要です。
7-5	これまでの作業から作業を追加、変更する場合何か手続き（認定計画、在留資格）が必要か	従事させる職種・作業を追加する場合や変更する場合には、従事する職種・作業について同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬になるよう昇給を行う必要がありますので、雇用契約書を新たに締結するか、基本賃金の部分の変更契約を行ったうえで、外国人就労管理システム上で基本給の変更届出を行う必要があります。入管庁に対しての申請は、雇用契約書の変更となりますので、通常通りに届出が必要であれば行ってください。 複数区分に読み替えたものを単一区分のみにしたい（土木・建築から土木のみにしたい）等、振り分けと異なる業種を希望される場合は、国交省へは認定計画の変更申請が必要となり、入管庁へは在留資格の変更申請が必要となります。
7-6	作業を追加する場合、給料の変更は必要か	原則として、従事させる職種・作業を追加する場合や変更する場合には、従事する職種・作業について同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬になるよう昇給を行う必要がありますので、雇用契約書を新たに締結するか、基本賃金の部分の変更契約を行ったうえで、外国人就労管理システム上で基本給の変更届出を行う必要があります。
8. 2号特定技能外国人について		
8-1	実務経験に必要な経験年数は何年か	業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数（職長＋班長）」を必要な実務経験とし、対応する能力評価基準がない場合については、「就業日数（職長＋班長）が3年（勤務日数645日）以上であること」を必要な実務経験とします。詳しくは、下記URLの国土交通省HPを参照ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf</a>
8-2	必要な技能試験は何か	特定技能1号については、業務区分に対応する技能検定3級又は特定技能1号技能評価試験となります。特定技能2号については、業務区分に対応する技能検定1級（単一等級含む）又は特定技能2号技能評価試験となります。詳しくは、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」別表1、別表2を参照ください。
8-3	どこにどのような申請書類を提出する必要があるのか。	入管庁に必要書類を提出してください。国交省に提出する書類はありません。詳細につきましては、入管庁にご確認ください。